

4 競技会の延期・中止の取り扱いおよびスポーツカレンダー編成について

(1) 主催者・参加者の手続き等の軽減化について

スポーツカレンダー変更・取消し申請書を提出してください。国内スポーツカレンダー登録規定第4条／JAFカートカレンダー登録規定第4条に定める同意書の提出は、同条5.により適用を免除します。

①中止の場合

参加申し込み開始後に中止とした場合、参加料は返還してください。その場合、所定の（特別規則書等に規定がある場合はそれに従った）事務手数料を差し引いて返還することも認められます。

②延期の場合

ア 組織許可申請前に延期した場合

変更後の内容で組織許可申請を提出してください。

イ 組織許可申請後に延期した場合

(ア) 延期に伴い改めて組織許可申請を提出する必要はありません。

(イ) 延期により特別規則書の内容を修正する場合は、国内競技規則 4-9 に定める手続きを省略し、組織委員会が発行する公式通知を以って変更できるものとします。

(ウ) たとえ参加受理後であっても、延期もしくは特別規則書の変更に伴い参加者から参加中止の申し出があった場合は、これを認め、参加料も返還してください。所定の（特別規則書等に規定がある場合はそれに従った）事務手数料を差し引いて返還することは認められます。

(エ) 参加申込開始後に延期した場合、参加者から預かった参加料は延期後の参加料に充当することも可能です。ただし、参加者から返還の申し出があった場合は返金してください。所定の（特別規則書等に規定がある場合はそれに従った）事務手数料を差し引いて返還することは認められます。

(オ) すでに参加受理されている参加者の参加が妨げられることがないことを条件に、延期後の日程に合わせて参加者の再募集をすることは認められます。その場合、上記（イ）に従い、特別規則書の修正（追記）をしてください。

(カ) 参加申込開始後かつ参加受理前に延期し、さらに延期後に再募集する場合は、国内競技規則 4-21 に従い参加者を選定してください。

(2) スポーツカレンダーの再編成について

① 7月1日～12月末日の期間で全てのカレンダーを調整、編成します。

ア 7月1日以降の登録済カレンダーは原則固定とし、コロナ禍で延期・中止となったカレンダーを調整して編成します。

イ 国内スポーツカレンダー登録規定第3条1.（国際・JAF選手権の開催間隔10日間以上）／JAFカートカレンダー登録規定第3条（競技会の間隔）は原則として適用しますが、所管する専門部会での調整に基づき、同条3.により適用を免除する等を検討します。

ウ 国内スポーツカレンダー登録規定第4条／JAFカートカレンダー登録規定第4条（同意書）は、同条5.により適用を免除します。